

議案第1号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成26年7月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成26年7月15日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

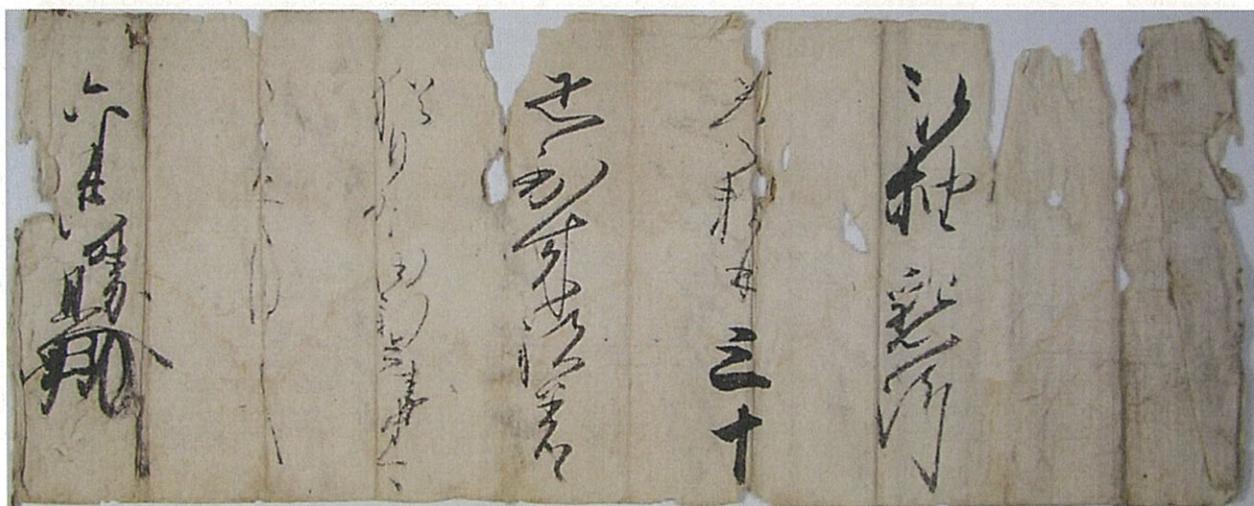
- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 「伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料」(鳥取市)

方見神社は、伯耆国中央部を流れる加勢蛇川の左岸に位置し、かつては上伊勢御宮などとも称され、古くから伊勢神宮の拠点の一つであったと考えられる。

本資料は、方見神社神主であった池本家に伝来した文書(現在は県立博物館に寄贈)である。そのうち、中世文書(およびそれに準じる近世初期の文書)は8通伝来している。戦国時代にこの地域にも勢力をおよぼした尼子勝久や吉川元春の関係史料としても貴重であるが、特に、加勢蛇川や津波並(北栄町妻波)に架かる橋の修造工事に対し、現地の住民たち(「地下中」)が動員され、地域社会が作業を担って行われたことがわかる点は、重要である。

県内に残された中世文書は少なく、まとまって伝来していること、および地域社会の様子をうかがわせる希有な資料として、大変貴重である。



尼子勝久書状

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成26年7月15日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づく下記の天然記念物の指定について

天然記念物 「氷ノ山のキャラボク群落」 (若桜町)

鳥取県若桜町と兵庫県養父市、宍粟市にまたがる氷ノ山(1,510m)では風衝や積雪の影響で、標高1400m以上の場所はブナ、リョウブ、ナナカマドなどの低木林やササ草原となっている。キャラボクは登山道沿いでは標高1300mより上部に点在するが、特に氷ノ山山頂の南西側緩斜面(鳥取県側)のササ草原内にまとまった群落を形成している。

氷ノ山のキャラボク群落は中国山地では大山に次ぐ規模をもつ。著名な図鑑類(原色日本植物図鑑など)で大山とともにキャラボクの生育地として言及されるなど日本全体の自然分布からみてもその価値は高い。最大の群落である大山から約90km離れた氷ノ山のキャラボクは、種の存続とその遺伝的多様性確保の点から、一定の個体数を持つ群落として貴重である。



氷ノ山のキャラボク群落 (近景の濃い緑がキャラボク)

若桜町指定天然記念物「氷ノ山の大キャラボク」

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成26年7月15日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく下記の有形民俗文化財の追加指定について

有形民俗文化財 「馬場八幡人形芝居道具」(鳥取市)

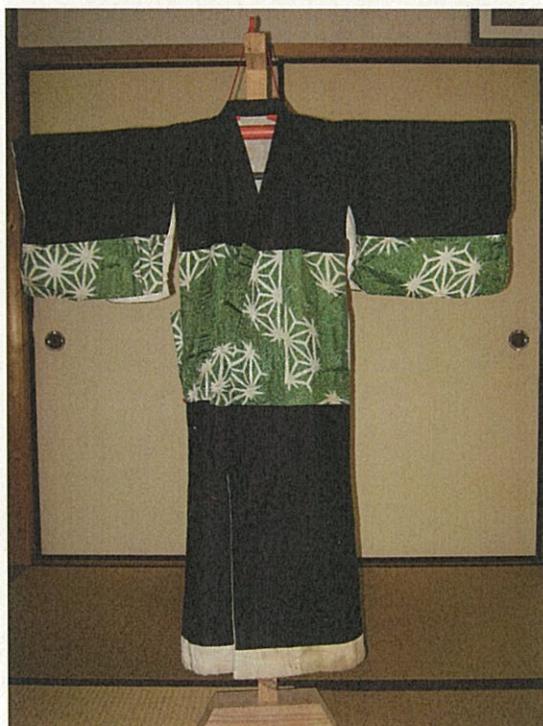
馬場八幡人形芝居道具は、鳥取市馬場に伝わる八幡永楽座芝居道具である。昭和34年にその一式が県指定有形民俗文化財に指定され、点数は、人形頭30点、衣装106点、幕その他12点の計148点となっている。

しかし、とくに人形の衣装や幕などは経年劣化や退色など、本来の彩色状態を永くとどめることは難しく、できるだけ早い段階で画像記録を作成し、文化財の本来的な姿を保存する必要性が生じた。

そのため、平成22年度から4ヶ年をかけて詳細調査と画像記録作成作業を行い、結果を報告書としてまとめ、平成26年3月に刊行したところである。その過程で指定当時の点数と齟齬を来していることが判明し、このたびあらためて整理した結果を基に、指定点数を確定した上で、追加指定するものである。



武内宿禰と応神天皇



着流

鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日

鳥取県条例第 50 号

第 2 章 県指定保護文化財 （指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財 （指定）

第 25 条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

第 5 章 県指定史跡名勝天然記念物 （指定）

第 30 条 教育委員会は、記念物（法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
（昭 50 条例 40・平 17 条例 4・一部改正）

第 8 章 雑則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項(第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。(昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正)